

タカラバイオグループ人権方針

タカラバイオグループは、事業活動を通じ、従業員のみならず、取引先、お客様、地域社会など、さまざまなステークホルダーの人権に影響を及ぼす可能性を有していることを認識し、国際連合の「国際人権章典」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重します。

本方針はタカラバイオグループすべての役員・従業員に適用されます。また、ビジネスパートナーに対しても、本方針への支持と遵守を求めます。

1. 事業活動を行うあらゆる国において、各国の法令・規制を遵守します。
2. あらゆるステークホルダーの多様性、人格、個性を尊重し、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、雇用形態、趣味、学歴などに基づく、非合理的あらゆる差別の一切を認めません。
3. 結社の自由の権利と団体交渉の権利を支持します。違法な児童労働や強制労働は、国内外の労働環境においてこれを認めません。
4. 法令・規制や、本方針を含む社内規程の違反に関する通報窓口を社内および社外第三者機関に設置し、運営します。また、通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止します。
5. 従業員に対し人権方針を広く周知するとともに、継続した教育・研修を行います。

(附則) 本方針の管理・改廃はサステナビリティ推進委員会による。

以上

改訂履歴

施行日	2023年6月5日
改訂施行日	2023年12月4日